

2010年 5月28日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2009

課題番号：18520522

研究課題名（和文） 帝国日本の阿片と麻薬

研究課題名（英文） Opium and Drugs in Japanese Empire

研究代表者

桂川 光正（KATSURAGAWA Mitsumasa）

大阪産業大学・人間環境学部・教授

研究者番号：30177422

研究成果の概要（和文）：本研究は、次の四つのテーマに沿って実施した。①租借地や租界における阿片・麻薬政策の解明、②阿片・麻薬類の国際管理体制の構築と運営という20世紀初頭から第一次大戦期までの国際的課題への対応についての考察、③1920～30年代、国際聯盟を中心とする多国間協力により実施された阿片・麻薬類の国際管理制度の中で果たした（果たすべく期待された）役割についての考察、④日本人の密輸・密売の実態の解明。関東州阿片制度に関わる論文を2本発表した。その他の成果は今後発表の予定である。

研究成果の概要（英文）：This research project has been carried out on the four subjects, first, to prove the facts about opium/drug administrations in Japanese leased territory and settlements/concessions in China; second, to consider on Japan's response to the international issue of constructing and maintaining international administration system of opium/drug from the early 20th century till First World War; third, to consider on the role for the Japanese to play or to be hoped to play in the international administration system of opium/drug during 1920s and 1930s which has been enforced, or has been wished to be enforced, through multilateral cooperation; and the last, to prove the facts about smuggling opium/drug into Chinese territories by the Japanese. Two papers about some aspects of the opium administrations in Japanese Guandong Leased Territory in China have been published at present.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	1,300,000	0	1,300,000
2007年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,500,000	660,000	4,160,000

研究分野：史学

科研費の分科・細目：日本史

キーワード：阿片 麻薬 阿片・麻薬政策 阿片・麻薬管理体制 帝国統治 関東州 中国

1. 研究開始当初の背景

| (1) 19世紀後半から第二次世界大戦集結ま

での東アジアでは、阿片・麻薬類の不適切な使用が地域レベルでの「問題」となると共に、その取り締まりや撲滅が、地域レベル及び地域を超えたレベルの両方における「国際問題」となっていたこと、また、その中で日本国（人）が阿片・麻薬類の生産・流通・販売に関わっていたことは、比較的よく知られている。にもかかわらず、それらをめぐる具体的な事実関係、特に日本国（人）がどのように阿片・麻薬類の生産・流通・販売に関わっていたのか、その取り締まりと撲滅にどのように関係していたのかについては、実証的研究が少なく、これが、日本国（人）と阿片・麻薬類との関係についてのある種の誤解を生んでいた。従って、まずは、具体的な歴史的事実の確認の作業を行なう必要があった。

(2) 具体的な歴史的事実の確認の作業とは、当面、以下の二点を想定した。

①日本の政府、軍部、その他の諸機関・団体が「外地」でどのような阿片・麻薬政策を実施し、それが現地の社会や人々の生活にどのような影響を与えたのかを明らかにすること

②その阿片・麻薬政策が日本の帝国統治全体の中でどのような役割を果たし、どのような意味を持っていたのかを考察し、帝国統治の中に位置付ける作業

このように、阿片・麻薬政策を帝国統治の問題として検討する中から、欧米の帝国統治には見られない日本の帝国統治の特色や特徴を明らかにすることが出来るだろう。これが、本研究の出発点であった。

(3) ①阿片・麻薬の問題の歴史的研究は、東アジア近代史における最も主要なテーマとして、欧米の東アジア研究者が強い関心を示しているだけでなく、中国では、当該研究を「国家社会科学基金重点研究項目」等として積極的に推進してきた。しかし、日本では殆ど関心を引かず、顧みられないままとなっている。

②このような事態そのものが問題ではあるが、それ以上に問題視しなければならないのは、中国における研究では、日本は中国人の肉体と精神を衰弱・破壊に導き中国社会を衰弱と混乱に陥れて侵略を容易にする武器として阿片・麻薬類を使用した、しかも、そうした戦略を日本は一貫して実行してきたのだというドグマが、概して前提となっていることである。欧米各国の研究はこの政治的ドグマからは比較的自由であるが、日本の歴史や社会・文化に関する知識の不十分さや誤解、資料の読み誤りなどが少なくないために、首を傾げたくなるような結論を導き出している研究も見られる。

③いずれにせよ、日本人研究者の側から実証的な研究を積み上げて行って、これまでの研究の誤りや歪みなどを明確に批判し是正

を迫ると共に、新たな位置付けや評価、ないしは新しい枠組みを提示する必要があった。(4) 阿片・麻薬類の不適切な使用及びその取り締まりや撲滅の問題を歴史的に検討することは、現代世界が直面する最も大きな課題の一つである「薬物汚染」について考える大事な基盤となるはずである。阿片・麻薬の歴史的研究の意義は、ここにもある。

2. 研究の目的

本研究の課題と目的は以下のようなものであった。

(1) 日本の「非公式帝国」における阿片・麻薬政策の解明である。

①租借地や租界における阿片・麻薬政策とその実態の解明を行なう。関東州や青島で阿片・麻薬が事実上公認され、野放しにされていたことはよく知られた事実であるが、その実態は必ずしも明らかになっていない。また、日本人による阿片・麻薬取引の巢窟と言われた天津、名だたる阿片王が闇の実権を握っていたと言われる上海など、在中国租界における実態も、様々な「伝説」や言説が流布している割には、あまりよく分かっていない。

②つまり、租借地や租界の実態の解明は日本の帝国統治の問題と密接に関わっており、日本の帝国統治の特色・特徴を考えるための主要な鍵を握っていると想定できるにもかかわらず、見るべき研究は殆どない。それだけに、この研究の空白は早急に埋める必要があった。

(2) 国際管理体制との関わりの問題である。これは以下の二つのサブテーマを想定した。

①阿片・麻薬類の国際管理体制をどのような形で、また、どのようにして作り上げるのかという、20世紀初頭から第一次大戦期までの国際的課題に対して、日本がどのように対応したのかという問題である。上海国際阿片会議（1909年）、ハーグ国際阿片会議（1912～14年）、ヴェルサイユ講和会議（1919年）における日本の対応や行動の考察が主となる。

②1920～30年代の日本の政策や行動である。阿片・麻薬類の国際管理は基本的には国際聯盟を中心とする多国間協力により実施することになったのだが、そのような新しい状況の中で日本が果たした（果たすべく期待された）役割についての考察である。

③上記のいずれの過程でも、東アジア域内、特に中国をめぐる各国の利害が複雑に錯綜しており、欧米各国と中国は其中で、それぞれの国益の確保のため様々な駆け引きを展開した。阿片・麻薬問題は、まさに、当該時期の国際政治の焦点であった。こうした国際舞台での日本の行動を解明すれば、東アジア地域における日本の国際的地位、あるいは、広く世界全体における地位が、新たな側面か

ら明らかになると予想された。また、そうした国際政治の場で日本がどのような国益を追求しようとしたのかを解明することは、日本が国際的にどのような帝国だったのかを明らかにすることにつながるだろうとも予想された。

(3) 日本人の密輸・密売問題である。日本人による中国各地での阿片・麻薬類の密輸や密売、ことに租界と租借地におけるそれは、当時から悪名が高かった。しかも、日本の政府や出先機関などがこれに積極的に関与しているとも噂された。だが、この問題は当時から厚いヴェールに覆われており、その実態は必ずしもよく分かっているわけではない。しかし、この課題は、「公式帝国」と「非公式帝国」における阿片・麻薬政策の意味の考察と位置付けの基礎的な部分をなしているだけでなく、日本が追求しようとした国益の意味を考えることとも密接につながっており、そうした観点からの実態の解明が必要であった。

3. 研究の方法

(1) ①本研究では、まずは、厳密な実証を通して実態を明らかにすることが最も重要だと考えた。一方、阿片・麻薬問題に関わる資料は、敗戦後に意図的に処分されたものが多いと言われるものの、知られぬままに眠っているものが少なからず存在することが経験上分かっているため、必要な資料の蒐集に重点を置いた。このために、国会図書館、外務省外交史料館等々に何度か出張したほか、イギリス国立公文書館 The National Archives にも出向いて、外交文書をはじめとする公的な文書類の中に多くの必要資料を見出した。ただ、見出した文書の中には安易に依拠し難い内容を含むものがあり、厳密な実証のために、史料批判をしっかりと行なうことに務めた。

②阿片・麻薬類の歴史的研究は、欧米では盛んに行なわれてきており、多くの優れた研究業績がある。それらを取り寄せ、当該課題についての「古典」とでも称すべきものから最新の研究まで広く読み、多くのことを学んだ。

③阿片・麻薬類の国際管理体制の成立・運営と日本の阿片政策との関わりをめぐる研究のためには、当該時期の国際関係・国際政治や日本及び各国の外交についての十分な理解と知識が必須であったので、関連文献を取り寄せて学んだ。

4. 研究成果

(1) 日本の「非公式帝国」における阿片・麻薬政策の解明という課題については、概略以下のような結論を得た。

①関東州においては、日本当局者は、日露戦

争中に日本軍の手先となって働いた現地中国人商人に阿片の専売特許権を与え、この者を通して間接的に現地における阿片の流通販売のネットワークを支配しようとした。これはまた、現地社会の様々なネットワークを中国本土から切り離して日本本国・台湾と結び付けようとする帝国統治構想の表れと見ることができる。

②しかし、この目論見は数年を経ないうちに失敗し、関東州当局は現地の阿片の製造・販売・流通の実権を失ってしまった。現地社会のネットワークの再編成の構想も実現しなかった。(以上①と②については、拙稿「関東州阿片制度の制定と中国商人」を参照。)

③民末清初、中国における禁煙の実現を求める内外の声の高まりと、それを背景としてイギリスが中国に関わる阿片政策を変更する中で、関東州での野放図な吸煙容認政策も手直しを迫られることになった。関東州当局は、そこで、阿片依存者の治療を今後とも実施する必要があるという名目で、阿片容認政策の延命を図り、現地慈善団体による医療目的での阿片販売という形式で、事実上の阿片専売制度の存続を図った。

④この慈善団体とは、しかし、親日的な現地有力商人の設立したもので、実際には、彼らに阿片の製造・販売・流通の特許を与えたことを意味した。取り巻く状況の変化を利用して、親日派の現地有力者との更なる提携の深化を狙ったものと言うことが出来る。関東州の阿片の実権は、彼らが握り続けたと見ることができる。

⑤「満洲事変」までに限れば、日本は、関東州における阿片の製造・販売・流通の実権を遂に握ることはついに出来なかった、と結論付けることが出来るだろう。

⑥「満洲事変」後の関東軍・「満洲国」当局者による「満洲国」における阿片政策の実施については、こうした事実を踏まえて考察し直す必要があるのではないだろうか。とりわけ、現地阿片商人や阿片に関わる様々なネットワークを取り込んで日本側の主導権の下で再編成する試み、それに伴う利害関係の調節という問題を重視して取り組む必要があるようである。

⑦いずれにせよ、関東州における阿片政策の実施過程は、現地社会を帝国に統合するとか、現地の人々を日本統治の下に組み込むという、日本の帝国形成と統治に関わる特色・特徴をよく示すものであり、その格好のケーススタディだと言えるだろう。

⑧還付後の青島については、残念ながら断片的な資料を見出したにとどまり、そこでの阿片状況を解明することは出来なかった。

(2) 国際管理体制との関わりという課題については、概略以下のような結論を得た。

①ハーグ国際阿片条約(1912~14年)はヴェ

ルサイユ講和会議（1919年）によって初めて施行されることになる。これは、阿片取締をそれまでの二国間協定によってではなく、新たに多国間協定によって実現しようとした点に一番の意味があったと考えることが出来る。このことは欧米の研究でも余り触れられていないのだが、このような基本的な姿勢の変化の意味については、真正面から考察し論じることが必要であろう。

②現在の世界の薬物取締り政策の主流は、薬物依存を基本的に警察事項とする（つまり刑事罰の対象とする）、「薬物汚染」の主原因は薬物の生産・輸出国にあるとみなす（つまり生産・輸出国が責任を取らねばならないとする）という、二つの考え方を前提としているのだが、こうした考え方の基礎は、この20世紀初頭の国際管理体制形成の過程で固まり、受け容れられていったものだった。問題は、このような考え方の成立と受容は、各国、特に米国の自国の国際的利益を確保しようとする政治的外交的な駆け引きの結果だと見ることが出来ることである。つまり、現在の主流的な薬物取締り政策を支えている考え方は、何の合理的な理由もなしに定まったものと言わねばならない。この事実については、その歴史的な意味と現在の意味の両方を、十分に考えてみる必要があるだろう。

③上海国際阿片会議（1909年）、ハーグ国際阿片会議（1912～14年）に対し、日本は消極的であった。主要国が集まる場だからお付き合いとして参加するといった程度のものでしかなかった。その姿勢は、欧米諸国、特に米国と比べると際立っているし、阿片の国際的取締りという事態の成立に基本的には反対していた英国とも異なっている。そうした対応をもたらした要因についてはいくつかの仮説が想定できるが、今後事実に基づいて検討し、十分につめてみる必要がある。また、このことの意味についても、十分に考えてみる必要があるだろう。

④阿片・麻薬類の国際管理を基本的には国際聯盟を中心とする多国間協力により実施するという新しい条件の成立が、現実の国際政治にどのような意味を持つのかについて、日本政府は、原内閣を除けば、非常に鈍感であった。一方、米国は阿片麻薬問題について国際機関や国際会議の場で積極的に発言し行動した。これによって、東アジアに対する政治的外交的発言権を確保すると同時に、その利益確保の経路を維持しようとしたものと考えられる。中国もまた、被害国としての立場を強調しながら、米国同様に積極的に発言し行動した。これによって、国際的な地位の改善と失った利益の回復などを図ろうとしたものといえよう。日本には、そのような、新たな事態を自国の利益確保のために利用しようとする行動はもろろんのこと、そうし

た発想すら殆ど見られなかった。

⑤ハーグ国際阿片条約の施行に伴って、日本も各国同様に、租借地における吸煙習慣廃絶に向けた法令整備を行なうことになり、関東州阿片令なる勅令の制定が始まった。この勅令は、しかし、主に関東州当局の強い抵抗に会って、結局、当初の意図とは全く逆に、関東州での吸煙習慣を公式に認める法規となってしまった。1910年代末以後、日本は国際阿片取締機関において、中国における吸煙習慣の廃絶の実現を阻止している最大の責任国として非難されていた。関東州阿片令を当初の目的通りに決定、施行し、これをうまく国際社会でアピールしていたならば、こうした非難を少なくとも軽減することが出来たに違いない。それが出来なかったことは、重大な外交的失態と言わねばならない。（この問題については、拙稿「関東州阿片令制定をめぐり一考察」を参照。）

⑥ここに見られるように、租借地や租界での阿片麻薬類の非医学的使用の取締りや、もっと広く中国におけるそうした行為の廃絶のために行動することに対して、日本は極めて消極的であった。その一つの理由として、阿片麻薬類の取締りが国際的に重要な課題となっているという事実を政府当局者が認識していなかったらしいことが想定できる。それ以上に、「外地」における阿片麻薬類の財源としての重要性への配慮が、そうした消極的対応の背後にあった。

⑦だが、これだけでは十分に説明できないことがある。この部分は、阿片麻薬に関わる実権を握っている現地有力商人と日本側現地当局者との関係性に注目すると、理解できるように思える。つまり、この両者の間にある種の癒着、ないしは馴れ合いの構造があったのであり、その構造を維持することに共通の利害を持つ両者が、現地での阿片麻薬類の取締りの実現に強く抵抗したと見ることが出来るのではないか。日本側現地当局者は、その構造を維持するために、政府の阿片麻薬取り締まりを目指す施策に抵抗、あるいはそれを骨抜きにし、一方、政府中央の側は現地の摩擦を嫌って大幅に譲歩し、あるいは取締りそのものから目を背ける。これが、国際的課題への消極的対応を生んだ主要因だと見てよいのではないだろうか。

⑧こうした消極的対応の結果、1920～30年代を通して、日本は阿片麻薬問題に関して常に国際社会から「悪者」扱いされ続けた。少なくとも、関係各国の自己弁護のためのスケープゴートとして利用され、この問題については国際的に孤立し続けた。このことがこの時期の日本の対中国政策の実施にどれほどの悪影響を与えたのかという問題は、困難ではあるが考察してみる価値が十分あるだろう。

(3) 日本人による中国各地での阿片・麻薬

類の密輸や密売の問題は、残念ながら、殆ど研究が進まなかった。

①その最大の理由は、資料が出て来なかったことにある。密輸密売は、当然の事ながら実態が表面に出ることは殆どなく、それを窺わせる資料などが残っている方が珍しいのである。外交史料館などで色々探してみたが、殆ど見つからなかった。もっとも、英米の反阿片団体が刊行した報告書類には、日本人の様々な密輸密売行為について載っている。実際、これを利用した研究が欧米で刊行されている。しかし、これらの文書の利用にはかなり厳密な史料批判と綿密な考察が必要であると思われ、この点で、それらの研究書には不満が多かった。一方、そうした文書類を利用しての研究は、時間的な制約から断念せざるを得なかった。

②ただ、単なる印象のレベルではあるが、次のように言うことは出来るかもしれない。

a) 日本人で阿片麻薬の密輸密売に関わった者は決して少なくなかった。しかし、彼らは基本的には流通販売の末端に位置していただけであり、決してその実権を握っていたとは言えない。

b) 日本の企業だけでなく、軍を始めとする国家機関・組織が一定程度関与していたことは事実であろう。ただし、これがどのような関与、どの程度の関与であったのか、また、それが日本人の密輸密売とどのような関係があったのか、総じて、中国における阿片麻薬の蔓延にどのような役割を果たしたと見ることができるのかといった問題については、資料的制約から、現時点では答えを見出すことは難しい。

c) 済南に阿片麻薬の密売に携わる日本人が多かったという事実がある。青島還付に伴って生活に窮するようになった居留民の救済のために、当地の領事館が薬販売の免許を特別に許可したことが、そのきっかけであった。つまり、薬の行商によって生計を維持させようとするのが領事館の意向だったが、多くの現地居留民がその免許によって薬局を開き、その名義の下で麻薬販売に従事していたのである。天津租界も、日本人による阿片・麻薬取引の巢窟という悪名が高かったが、これも、現地における日本の経済基盤が弱いことと関係があるはずである。

d) 総じて言えば、日本人による阿片麻薬の密輸密売は、中国の在来の生産・販売・流通のネットワークの一部に入り込む、あるいはそれに寄生することで、ようやく成立していたと見たほうがよいようである。つまり、中国人商人等が構築し、運営してきた阿片麻薬の生産・販売・流通に関わるネットワークは、そうしたものとしてゆるぎなく存在し続けていたのであり、日本は、むき出しの国家権力を行使しても、それを自らのものとしたり、

代替ネットワークを構築するのは無論のこと、部分的な取り込みさえも十分には行なえなかったと見たほうが、より実態に近いと言えるのではないか。

(4) 上記の(1)と(2)については、学術的な批判に十分に耐えられるだけの内容を持ったものとして発表するべく、現在も研究を進めている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2件)

- ① 桂川光正、関東州阿片制度の制定と中国商人、史林、査読有、91巻2号、2008年、pp69-94
- ② 桂川光正、関東州阿片令制定をめぐる一考察、大阪産業大学人間環境論集、査読有、第9号、2010年、pp1-22

[その他]

- ① 桂川光正、若者の薬物汚染：拡大防止へ罪より治療を、京都新聞、2009年4月3日、「公論私論」と題する「オピニオン・解説」欄

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桂川 光正 (KATSURAGAWA Mitsumasa)

大阪産業大学・人間環境学部・教授

研究者番号：30177422